

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第六三号)(先議)要旨

本法律案は、圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であつて空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るもの(以下「準空気銃」という。)による国民の身体に対する危害の発生を防止するため、その所持の禁止に関する規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、準空気銃の所持の禁止に関する規定の整備

準空気銃について、法令に基づき職務のため所持する場合等を除き、その所持を禁止する。

二、猟銃の許可の基準の特例に関する規定の整備

準空気銃を使用して人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪に当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者に対しては、猟銃の所持の許可をしてはならない。

三、準空気銃の一時保管等に関する規定の整備

警察官は、準空気銃による危害を防止するため必要があるときは、これを提出させて一時保管等をすることができる。

四、その他の規定の整備

準空気銃の不法所持に対する罰則その他の規定を整備する。

五、施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。